

# 長野県との災害時の歯科医療救護についての協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県歯科医師会（以下「乙」という。）とは  
災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

## （総 則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科  
医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

- 2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う歯科医療救護につい  
て、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
- 3 乙は、地区歯科医師会に対し、前項に定める市町村の歯科医療救護体制の整備が円滑に行わ  
れるよう、必要な調整を行うものとする。

## （歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲  
に提出するものとする。

- 2 前項の歯科医療救護計画は、次の各項に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 歯科医療救護班の編成
  - (2) 歯科医療救護班の活動計画
  - (3) 地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
  - (4) 指揮系統
  - (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
  - (6) 訓練計画
  - (7) その他必要な事項

## （歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するもの  
とする。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) (1)以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣する  
ものとする。

## （歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する  
指揮は、乙の長を通じて行う。

## （歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護  
所において歯科医療救護を行う。

- 2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 歯科医療に係わる救急処置の実施
  - (2) 救急活動の記録

(3) 死体の検索

(4) その他必要な事項

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所における医療費は、無料とする。なお、収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合（災害救助法による救助に限る。）に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成11年4月26日から平成12年4月25日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙からなんらかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年4月26日

甲 長野県知事

乙 社団法人長野県歯科医師会長